

計画段階配慮手続について

1 計画段階配慮手続(第一種事業は環境影響評価法第3条の2～第3条の10)

- ・ 計画段階配慮手続(以下「配慮書手続」という。)は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、より柔軟な計画変更を可能とし、環境影響の一層の回避・低減に繋げる効果が期待されるものとして規定された手続である。

2 特徴

- ・ 配慮書手続では、複数案を設定し、重大な環境影響に絞って、原則既存資料を用いて簡易な手法により調査、予測及び評価を行うという基本方針が、平成9年環境庁告示第87号(基本的事項)により示されている。

3 配慮書手続と主務省令(法第3条の2)

- ・ 「第一種事業を実施しようとする者は、～主務省令で定めるところにより～環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行わなければならない。」

《発電所にかかる主務省令》

「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月12日通商産業省令第54号)」

4 複数案(主務省令第3条第1項)

- ・ 「計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する複数の案(以下「構造等に関する複数案」という。)を適切に示すものとする。(以下略)」

5 重大な影響(主務省令第5条第1項)

- ・ 「第一種事業に係る計画段階配慮事項の選定は、当該第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(本条において「影響要因」という。)により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に関し、当該影響要因が及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討するものとする。(以下略)」

6 簡易な手法(主務省令第4条第2項)

- ・ 「前項第二号に掲げる情報(※配慮書地域特性に関する情報)は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過

去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとし、必要に応じ、次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体（第二十条第四項、第二十五条第四項及び第三十一条第三項第五号を除き、以下「関係地方公共団体」という。）、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者から聴取し、又は現地の状況を確認することにより把握するよう努めるものとする。」

7 関係地方公共団体（主務省令第4条第2項）

- ・ 「次の各号のいずれかに該当する地域の管轄に係る地方公共団体」
 - 一 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域
 - 二 既に入手している情報によって、一以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると判断される地域

8 政令市との関係（主務省令第14条第6項）

- ・ 第一種事業実施想定区域及びその周囲一キロメートルの範囲内の地域又は環境影響を受けるおそれがあると判断される地域（主務省令第4条第2項各号）の全部が、一の政令で定める市に限られる場合は、当該政令市が手続を行う。
- ・ しかし、本件は、政令市である川崎市における事業となるが、前記のいずれの地域も横浜市が含まれており、一の政令市に限らないため、神奈川県が手続を行う。

9 配慮書手続にかかる知事意見

- ・ 法第3条の7「第一種事業を実施しようとする者は、～主務省令で定めるところにより、～配慮書について関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。」
- ・ 主務省令第12条第1項「関係地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。」
- ・ 主務省令第14条第1項「関係地方公共団体の長の意見を求めるときは、～当該関係地方公共団体の長に送付し、当該書面の送付の日の翌日から起算して60日程度の適切な期間を定めて行うものとする。」

※ 知事意見は、60日程度で述べる必要があるため、審査会の諮問・答申の審査の回数は2回を予定している。

知事意見の際に、主務省令第14条第4項及び神奈川県環境影響評価条例第25条の2により、知事は横浜市長及び川崎市長の意見を求める。

それとは別に、主務省令の関係地方公共団体の長には横浜市長及び川崎市長も該当するため、事業者はいずれの市長にも意見を求めている。